

新潟市販売戦略ワーキンググループ設置要領

(設置)

第1条 新潟市園芸作物販売戦略会議設置要領第6条に基づき、次条に規定する事項を協議・検討するため、新潟市園芸作物販売戦略会議（以下「戦略会議」という。）に、新潟市販売戦略ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(協議・検討事項)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項について協議・検討を行う。

- (1) 園芸作物に関する情報及び販売方針の共有
- (2) 官民連携による販促活動
- (3) 新たな商品開発への支援
- (4) その他会議の目的を達成するために必要な事項

(委員構成)

第3条 ワーキンググループは、グループ長及びグループ員をもって構成する。
2 グループ長及びグループ員は、別紙名簿のとおり、戦略会議の構成機関・団体の実務担当者等をもって構成し、戦略会議会長が選任する。

(委員任期)

第4条 グループ員の任期は、就任の日が属する年度を含め2年以内とする。ただし、グループ員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
2 グループ員は再任することができる。

(運営等)

第5条 ワーキンググループの会議は、グループ長が必要に応じて招集する。
2 グループ長は、必要があるときにワーキンググループの会議に関係者を出席させることができる。

(事務局)

第6条 ワーキンググループの事務局は、新潟市農林水産部食と花の推進課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの会議に関し必要な事項は、グループ長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月17日から施行する。